

| No. | 概要      | 質問内容                                                                                                                                                                                                                                   | 回答                                                                                                                                                                              |
|-----|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | ①参加資格   | 参加表明後に辞退した場合、ペナルティはございますか。                                                                                                                                                                                                             | 特にペナルティはありません。参加を辞退する場合は、5-2(9)のとおり提案辞退届を提出してください。                                                                                                                              |
| 2   | ②省エネ    | 2 施設合計で15%以上の理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                             | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                                      |
| 3   | ②省エネ    | 空調設備について経年劣化による効率低下を見込む必要はありますか。その場合、市側より効率低下率について提示されますか。                                                                                                                                                                             | 空調設備について経年劣化を見込む必要はありません。                                                                                                                                                       |
| 4   | ②省エネ    | 太陽光発電設備での発電量は全て電力削減量として考えていますが、問題ないですか。                                                                                                                                                                                                | 本事業においては、太陽光発電設備の発電量は、電力削減量に含まないものとします。提案時には、電力削減量と太陽光発電量はわけて説明してください。                                                                                                          |
| 5   | ②省エネ    | 空調設備の更新にあたって最新の空調機器に更新する場合、省エネに繋がるものと考え省エネ量を試算します。その場合、空調更新で削減された電力量の後、太陽光発電による削減効果を見込むという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                | 本事業においては、太陽光発電設備の発電量は、電力削減量や効果に含まないものとします。                                                                                                                                      |
| 6   | ③ベースライン | 照明の点灯時間について、フロアごとに点灯時間が提示されるのでしょうか。                                                                                                                                                                                                    | 各種配布資料等から推計していただく必要がございます。                                                                                                                                                      |
| 7   | ③ベースライン | 空調設備の運転時間について、空調設備毎に冷房・暖房の運転時間が提示されるのでしょうか。                                                                                                                                                                                            | 空調設備毎の運転時間の提示は行いません。各種配布資料等より推計してください。                                                                                                                                          |
| 8   | ③ベースライン | 空調設備の負荷率について、空調設備毎に年平均または月単位で負荷率が提示されるのでしょうか。                                                                                                                                                                                          | 空調設備毎の負荷率の提示は行いません。各種配布資料等より推計してください。                                                                                                                                           |
| 9   | ③ベースライン | 太陽光発電設備の運転は全て自家消費と考えていますが、休館日等の軽負荷時の出力抑制分を把握するための受電電力の30分毎の年間データは電子データで提供されるのでしょうか。                                                                                                                                                    | 太陽光発電設備を必ずしも全て自家消費しなければならないという条件はございません。30分毎の年間データについては提供する予定です。                                                                                                                |
| 10  | ④提案条件   | 蓄熱空調により負荷平準化を行うことは評価の対象になるのでしょうか。                                                                                                                                                                                                      | 技術提案として評価の対象となる場合があります。                                                                                                                                                         |
| 11  | ④提案条件   | 照明・空調設備の改修対象について比較的新しい設備や運転時間の短い設備は除かれるのでしょうか。                                                                                                                                                                                         | 提案時には全て更新対象としてください。<br>具体的機器の交換の必要性等については設計時に協議いたします。                                                                                                                           |
| 12  | ④提案条件   | 節水の提案は可能でしょうか。その場合、月毎の水道使用量、上下水道単価をご教示ください。                                                                                                                                                                                            | 技術提案により評価の対象となる場合もありますので、提案要請時に水道単価を提示します。ただし、脱炭素推進事業債における適償性について考慮のうえ提案してください。                                                                                                 |
| 13  | ④提案条件   | 改修した設備の省エネ効果検証方法は、国交省のオプションAで検証するよう指示されていますが、導入設備である（改修ではない）太陽光発電設備はオプションAでの検証を採用しないという理解でよろしいでしょうか。なお、その場合、省エネ効果や発電量などの検証は不要という理解でよろしいでしょうか。                                                                                          | ご認識のとおりです。なお、発電効果について御提示ください。                                                                                                                                                   |
| 14  | ④提案条件   | 太陽光と蓄電池は機能的瑕疵保証を付けることとありますが、性能保証でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                            | 本事業では、太陽光発電設備（パワコン含む）及び蓄電池設備について、15年間の機器瑕疵保証（機能的瑕疵保証）を付けていただく必要があります。機器瑕疵保証は、保証期間内において製品上の不具合が発見された場合に修理対応していただくものになります。<br>応募者の提案する、設備の選定理由や、性能保証（出力保証）等については、審査における評価の対象とします。 |
| 15  | ④提案条件   | 太陽光パネルについては設置するにあたり施設に与える影響などについて阿南市と協議したうで行うこととあります。協議は提案書提出前までに実施して頂けるのでしょうか。もしくは、設置できる前提で提案書提出し、協議の結果、設置不可となった場合は、太陽光を除いてESCO事業を実施するという理解でよろしいでしょうか。                                                                                | 見能林公民館増築部分の図面・構造計算書、見能林公民館の図面を提供します。設置可能範囲また設置の可能性を含めて事業者の負担により提案してください。太陽光発電設備が、現地の詳細調査等を理由に提案どおり設置できないとなった場合においては、ESCO事業の継続につき、本市と別途協議を行い決定いたします。                             |
| 16  | ④提案条件   | 太陽光パネル設置にあたっては15 kg/m <sup>2</sup> 程度の耐荷重が必要です。見能林公民館の屋根に太陽光パネルを設置する場合、耐荷重の計算が必要です。そのためには、建築当初の構造計算書から一級建築士による耐荷重の検討を行うのが一般的です。ただし、時間的猶予もなく、費用も相応に要するため、まずは、設置できる前提でESCO提案書を提出し、ESCO詳細協議の中で、阿南市の負担のもと、耐荷重確認作業を進めていただくという理解でよろしいでしょうか。  | 見能林公民館増築部分の図面・構造計算書、見能林公民館の図面を提供します。設置可能範囲また設置の可能性を含めて事業者の負担により提案してください。<br>事業者選定後における耐荷重確認作業についても、ESCO事業におけるサービス内容に含み、本市ではなく事業者において実施していただくこととなります。                            |
| 17  | ④提案条件   | 太陽光発電を屋根に設置する場合、留め金具にてパネル設置します。その際、既存屋根に穴開けが必要です。パテ材などでコーキング処理はしますが、雨漏りの保証はESCO期間中という理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                     | 本事業の対象である見能林公民館においては、穴開け不要の屋根と想定しています。雨漏り等が生じないよう、穴開け以外の工法を選択してください。なお、やむをえず、一部穴をあけざるを得ないような事情が発生した場合は、本市と協議のうえ決定いたします。                                                         |
| 18  | ④提案条件   | 「天候不良等による発電量の減少」について事業者ではNEDO（国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術開発機構）の日射量データを活用し発電量を想定しております。ESCO事業期間の中で気候変動など、想定を超えた継続的な気象状況に変化し、日射量がNEDOのデータより大きく減少した場合には、想定より見込んだ発電量が得られない可能性があります。天候不良リスクは事業者でリスクコントロールできませんので、そこはESCO事業者の負担としないという理解でよろしいでしょうか。 | 募集要項P23 9-3(1)を参照ください。                                                                                                                                                          |
| 19  | ④提案条件   | 太陽光発電設備の発電量モニターサイネージは必要でしょうか。                                                                                                                                                                                                          | 計測状態が確認できるモニターは必要です。                                                                                                                                                            |
| 20  | ④提案条件   | 提案書に応募者の会社名は記載してもよろしいでしょうか。また、応募者以外の協力市内業者の会社名等を各提案書類に記載してよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                   | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                                      |
| 21  | ④提案条件   | エネルギー削減効果比較内訳書効果に蛍光灯や水銀灯ランプ代、蛍光灯や水銀灯安定器代、それらの交換費用の削減を含める場合がありますが、本事業では含めないということでしょうか。もし、含める場合はご提示をお願いします。                                                                                                                              | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                                      |

| No. | 概要    | 質問内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 22  | ④提案条件 | 市内に本店・支店を有する事業者を優先して選定することとありますが、必須でしょうか。市外企業でも問題ないのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 「市内に本店・支店を有する事業者を優先して選定すること」は必須事項ではありませんが、評価項目に掲載しており、評価対象としています。                                                                                                                                                                                                         |
| 23  | ④提案条件 | 照明器具の安定器及のPCBの含有の有無については、貴市にて調査済みであり、PCBを含有している器具は無いとの認識でよろしいでしょうか。<br>PCBの含有が疑われる器具が発見された際は、製造業者のホームページ等で確認し、含有ありとの結果になった際は、その結果を市に報告するとの認識でよろしいでしょうか。また、貴市にてPCB含有器具に対応していただけたとの認識でよろしいでしょうか。弊社で処分した場合、費用は別途精算と考えて宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                               | 過去に調査を行っていることから、基本的にはPCB含有機器はないものとしています。ただし、PCB含有が疑われる場合は、製造業者のホームページ等で確認し、含有ありとの結果になった際は、その結果を本市に報告してください。費用については、別途精算することとします。                                                                                                                                          |
| 24  | ④提案条件 | 既にLED化している誘導灯は電気代を削減効果が見込めないため交換対象外としてよいか。また、既存誘導灯が設置されている箇所にすでに器具跡残りのある場合は省エネ効果を優先しリニューアブルプレートは必要としないと考えてもよろしいか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 配布資料の照明器具概要におけるすべての照明をLED化するものとして積算してください。                                                                                                                                                                                                                                |
| 25  | ④提案条件 | 事業役割は、ESCO事業の実績を有することとありますが、シェアード・セイビングス契約の実績のみでも宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 実績としては、建物種別・契約方式・規模に関係なく、事業役割を担う応募者が、過去に事業役割又は設計役割として省エネルギー保証を伴う省エネルギー改修工事又はESCO事業実績があることとしています。（3-3 応募者の資格）シェアード・セイビングス契約の実績のみでも構いません。                                                                                                                                   |
| 26  | ④提案条件 | 自由提案の書式はありますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 自由提案の書式はありません。ただし、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込んでください。                                                                                                                                                                                                                         |
| 27  | ④提案条件 | 「改修計画は、本市の施設運営・業務に支障をきたさない計画とする」との記載がありますが、提案時の工事積算においては、工事期間中、各公民館は休館して頂ける認識であり、昼間時間帯での作業を実施することを条件にするとの認識でよろしいでしょうか。ご教授お願い致します。                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 休館する予定はありません。一部使用中止等し、開館時間を含む工事になります。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 28  | ④提案条件 | 「⑤ESCO契約期間内におけるESCO設備及び既存設備の運転管理指針に基づく助言業務」とありますが、これは、事業者選定後に本ESCO事業対象外の設備に対しても調査・提言を行うということでしょうか。この助言業務は、既存設備とESCO設備との相互の関係性を踏まえた調整のような内容も含むと理解してよろしいでしょうか。ご教授お願い致します。                                                                                                                                                                                                                                                    | P17に示しているとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 29  | ④提案条件 | 「本事業は設備改修の財源として「脱炭素化推進事業債」及び「緊急防災・減災事業債」を活用する予定であるため、これらの地方債に対する適性を考慮した提案であること」と記載がありますが、これは今回改修必須設備である、LED照明と空調設備を「脱炭素化推進事業債」対象であるためには、「省エネルギー基準B E I値」が適合する必要があると思われます。<br>そのためには今回の提案では、応募事業者にて、<br>・公民館2施設において「省エネルギー基準B E I値」を計算し、認証機関にて承認される必要があるとの認識でよろしいでしょうか。<br>・同起債を申請するタイミングが例年12月であるので、それまでに認証機関の承認が必要であるとの認識でよろしいでしょうか。<br>・「省エネルギー基準B E I値」のための現地調査、図面作成、性能計算、認証機関への申請、やり取り等の一切の費用を同事業予算内に含むとの認識でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 30  | ④提案条件 | 「応募者は、募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること」と記載がありますが、これは本事業と同じくギランティードESCO事業実績、同等規模以上ESCO事業の実績、脱炭素化推進起債活用における「省エネルギー基準B E I値」の承認までを一括で実施した実績、太陽光パネル蓄電池システムの導入実績がなければ応募資格を有しないとの認識でよろしいでしょうか。それとも実績数、規模、事業内容等は評価対象であるとの認識でよろしいでしょうか。<br>同様に事業役割を担う応募者は、過去に事業役割又は設計役割として省エネルギー保証を伴う省エネルギー改修工事又はESCO事業の実績があるとの記載がありますが、これも実績がなければ応募資格を有しないとの認識でよろしいでしょうか。それとも実績数、規模、事業内容等は評価対象であるとの認識でよろしいでしょうか。                                      | 応募資格要件として、建物種別・契約方式・規模に関係なく、事業役割を担う応募者が、過去に事業役割又は設計役割として省エネルギー保証を伴う省エネルギー改修工事又はESCO事業実績があることとしています。（3-3 応募者の資格）ESCO事業の実績が豊富であること等については、審査における評価対象として採点することを予定しています。また、本事業は、脱炭素化推進事業債の活用を予定しておりますので、「省エネルギー基準B E I値」の承認などの業務を実施していただく必要がありますが、必ずしも同様の実績を資格要件とするものではございません。 |
| 31  | ④提案条件 | 「計測検証手法に付いては「オプションA」を採用すること」と記載がありますが、これはLED照明設備のみが対象であり、空調設備や太陽光蓄電池設備においては個別にて計測を行い、事業所全体省エネルギー効果について適切な計測検証を行い、光熱水費削減を保証することが必須であるとの認識でよろしいでしょうか。<br>また、公民館は2施設ありますが、これは公民館施設毎に光熱水費削減保証の達成ではなく、2施設合算にて光熱水費削減保証が達成できればよいとの認識でよろしいでしょうか。ご教授お願い致します。                                                                                                                                                                        | No13の回答のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 32  | ④提案条件 | 「照明設備については主要な部分の照度分布図を示すこと」とありますが、照度分布図作成範囲については事業者で選定するという認識でよろしかったでしょうか。ご教授お願い致します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 33  | ④提案条件 | 石綿含有に関して、照明器具本体に石綿が含まれていないことが明らかであり、照明器具取外し時に周囲(天井ボード等)材料を損傷させる恐れが無い作業であるため、基本的には含有に関する事前調査が不要であるとの認識でよろしいでしょうか。既存照明器具と更新器具の形状の違いなどにより、取り付け部分の(天井ボード等)材料に損傷を及ぼす（開口を開けるなど）場合は、該当箇所のみ事前調査を行うとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                  | 照明器具取外し時に周囲(天井ボード等)材料を損傷させる恐れが無い作業である場合、アスベスト含有の事前調査は不要です。既存照明器具と更新器具の形状の違いなどにより、取り付け部分の(天井ボード等)材料に損傷を及ぼす（開口を開けるなど）場合は、該当箇所のみ事前調査を行うとの認識でよろしいでしょうか。アスベストが含有されているとみなして必要な養生を行ったうえで作業を行ってください。アスベスト関連費用については、本事業に含むものとしませんが、提案時の工事費には含めないこととします。                            |
| 34  | ⑤機器仕様 | 蓄電池設備 10kW以上とは蓄電容量 10kWh以上のことでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 35  | ⑤機器仕様 | 原則ランプ交換ではなく器具ごと交換とありますが、デザイン性のある照明器具で後継機種が無い場合等は、ランプ交換に対応することでもよろしいか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | デザイン性のある照明器具で後継機種が無い場合等は、提案時はランプ交換にて積算してください。基本協定締結後の調査・設計時に、代替機について協議を行うものとします。                                                                                                                                                                                          |
| 36  | ⑤機器仕様 | 既存同等規格の埋め込み器具がない場合、既存器具を流用する形で更新しても良いか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 現地の状況を確認し、別途協議します。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 37  | ⑤機器仕様 | 屋内でも既設が防湿、防雨型の場合は、同等品を選定すべきでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 提案時にご認識のとおりです。ただし実際に防湿・防雨型とするかは、基本協定締結後、調査・設計時には本市と協議を行うものとします。                                                                                                                                                                                                           |

| No. | 概要     | 質問内容                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 回答                                                                                                                                                                                             |
|-----|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 38  | ⑤機器仕様  | 災害等により停電した時に備え 2 階多目的スペース、1 階事務室、控室に電力供給できるようにしますが、負荷設備、電気容量、台数を教えてください。                                                                                                                                                                                                                       | 使用する電気器具等の製品を決定していないので、詳細な電気容量等については示しませんが、使用する電気機器等のイメージは次のとおりです。<br>・事務室（照明7箇所、PC2台、TV1台、電気ポット1台、電子レンジ1台、扇風機2台、スマートフォン5台）<br>・控室（照明7箇所、扇風機4台、スマートフォン5台）<br>・多目的スペース（照明18箇所、扇風機4台、スマートフォン10台） |
| 39  | ⑤機器仕様  | 「市有施設に太陽光発電設備および蓄電池設備を導入し、平時の温室効果ガス排出削減と併せて、非常時のエネルギー確保を図ることを目的とする」との記載がありますが、この「非常時」とは、津波、台風等による停電のことであり、「エネルギー確保」とはP.14⑩蓄電池設備(ウ)に記載のある、「災害等により停電」が発生した際には、「2 階多目的スペース、1 階事務所、控室に電気」を供給できるとの認識でよろしいでしょうか。また、「電気」とはESCO事業で新規導入する、非常用コンセント盤等からAC100Vコンセント回路にて給電できれば良いとの認識でよろしいでしょうか。ご教授お願い致します。 | ご認識のとおりです。非常時のエネルギー確保については、提案にあたりそのような前提で進めていただいてかまいません。また、必要に応じてこの前提に付加提案をしていただいてもかまいません。                                                                                                     |
| 40  | ⑤機器仕様  | 「電灯設備は原則器具交換を行うこと。器具交換を行わない箇所がある場合は理由を明確にし、本市と協議のうえ行うこと」と記載がありますが、これは器具本体更新を前提条件とし、意匠等の問題でどうしても器具本体交換が困難である場合以外は不可であるとの認識でよろしいでしょうか。<br>万が一直管型LED照明器具で更新する場合は既設電源バイパス方式とし、既設安定器は撤去、また落下防止の観点から、既設ソケットは流用せず新品ソケットとし、落下防止等の措置が必要であるとの認識でよろしいでしょうか。ご教授お願い致します。                                    | ご認識のとおりです。<br>原則器具交換としますが、意匠上・施工上等の問題で器具本体の交換が困難な場合は本市と協議の上、直管型LED等に交換することとします。その際の安定器等の取扱いについてはご認識のとおりです。                                                                                     |
| 41  | ⑤機器仕様  | 「使用する電線・ケーブル類は原則JISまたはJCSで指定されたエコマテリアルとすること」と記載があります。昨今エコマテリアルのケーブルの入手が困難な状況が続いているため、工期内に完工しないと判断した場合には、別途協議にて、一般ケーブル施工もご検討して頂ける認識でよかったでしょうか。ご教授お願いします。                                                                                                                                        | 仕様書のとおり使用する電線・ケーブル類はエコマテリアルとし、計画的に材料調達をおこなってください。なお、全国的に長期にわたり入手が困難な場合には一般ケーブルでの施工も検討いたします。                                                                                                    |
| 42  | ⑤機器仕様  | 「空調設備については、現状負荷を維持できるものとし、その根拠を示すものとする」との記載がありますが、これは既設と同等能力の空調設備であれば、根拠資料は不要であり、ダウンサイジングを実施する際には根拠資料が必要であるとの認識でよろしいでしょうか。根拠資料とは対象室内の条件や使用用途、各負荷（構造体負荷等）から熱負荷計算を実施して空調設備を選定するとの認識でよろしいでしょうか。ご教授お願い致します。                                                                                        | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                                                     |
| 43  | ⑥契約    | 削減保証額（省エネ効果）が未達成の場合はどのようなペナルティがありますか。もし、ペナルティがある場合、保証する方法をご提示すればよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                     | 削減保証額（省エネ効果）が未達成となった場合については、6-7 ESCOサービス料の支払い等の(2)④～⑦及びP24・25の表のとおりです。                                                                                                                         |
| 44  | ⑥契約    | 工事に係る前受金について、保証事業会社と履行期限を保証期限とする保証契約を締結した場合、前受金の制度を適用することは可能でしょうか。ご教授お願い致します。                                                                                                                                                                                                                  | 本件では、前受金を予定しておりませんのでご了承のうえご参加ください。                                                                                                                                                             |
| 45  | ⑥契約    | 「※プロポーザルの実施にあたり、本事業の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではない」との記載がありますが、これは事業者選定後に詳細協議により仕様変更等があった場合は、事業費上限金額や提案金額を上回ることもあり得るとの認識でよろしいでしょうか。ご教授お願い致します。                                                                                                                                                 | 事業費限度額はP3のとおりです。<br>事業費上限金額や提案金額については詳細設計時において別途協議することとします。                                                                                                                                    |
| 46  | ⑦リスク分担 | 保証：性能：仕様不適合による施設・設備への損害、本市施設運営・業務への障害」の責任分担については、事業者に「○」があります。事業者の責めに帰すべき事由がある場合は、事業者が、施設運営・業務の障害の原因となった施設・設備及び ESCO 設備等の補修または改修に要する費用を負担する（ただし、二次的損害は免責とする）との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                    | 本事業において、調査建設等により第三者に損害を生じさせた場合の損害賠償の範囲については、二次損害についても、因果関係の認められる範囲において対象に含まれます。                                                                                                                |
| 47  | ⑦リスク分担 | 予想されるリスクと責任分担において、本事業の契約によって生じる損害賠償の範囲については、二次損害（逸失利益等の間接損害）は含まないとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                               | 本事業において、調査建設等により第三者に損害を生じさせた場合の損害賠償の範囲については、二次損害についても、因果関係の認められる範囲において対象に含まれます。                                                                                                                |
| 48  | ⑦リスク分担 | 予想されるリスクと責任分担において「第三者賠償：調査・建設における第三者への損害賠償義務」の負担者については、事業者「○」があります。事業者の責めに帰すべき事由による場合に限り、事業者が調査・建設による第三者賠償を負担するとの理解でよろしいでしょうか。また、損害賠償の範囲は二次損害（逸失利益などの間接損害）は含まれないという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                               | 本件では、事業者が調査・建設の際、第三者に損害を負わせた場合を想定しており、民法415条（債務不履行）や民法709条（不法行為）等の損害賠償責任が想定されますが、事業者は何ら帰責性がない場合にまで責任を問うものではありません。                                                                              |
| 49  | ⑦リスク分担 | 予想されるリスクと責任分担において建設段階・工事費増大の負担者について、新型コロナウイルスのような新たな伝染病、ロシアによるウクライナ戦争の長期化など世界情勢の変化に伴い、原材料の高騰などから、照明器具製造メーカーの部品調達コストの高騰などがあつた場合は、ESCO 料金の増額を認めて頂けるものと理解してよろしいでしょうか。                                                                                                                             | ご質問にあるような、予期できない事態が生じた場合は、本市と協議のうえ事業内容の変更等を検討いたします。                                                                                                                                            |
| 50  | ⑦リスク分担 | 保証期間における受注者の負担は、ESCO設備が原因となる不具合（地震等の天災による故障、建物の雨漏りによる故障、既存設備の劣化等による故障等の外因要因を除く）という認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                | ESCO契約期間中の受注者の負担はP24・25、予想されるリスクと責任分担のとおりです。                                                                                                                                                   |
| 51  | ⑦リスク分担 | リスク分担表の「事業の中止・延期」に関して、「施設建設に必要な許可等の取得遅延によるもの」に関して、事業者負担となっていますが、例えば太陽光発電工事において電力会社の都合（例えば事業者が接続検討申込後、電力会社側で実施する受付検討業務）、により遅延した場合は、別途協議とさせて頂いてもよろしいでしょうか。                                                                                                                                       | ご認識のとおりですが、このような事態とならないよう、優先交渉権獲得後、速やかに電力会社と協議していただくことが望ましいです。                                                                                                                                 |
| 52  | ⑦リスク分担 | 第三者賠償 本事業の契約によって生じる損害賠償の範囲については、二次損害（逸失利益等の間接損害）は含まないとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                           | 本事業において、調査建設等により第三者に損害を生じさせた場合の損害賠償の範囲については、二次損害についても、因果関係の認められる範囲において対象に含まれます。                                                                                                                |
| 53  | ⑦リスク分担 | 「ESCO 設備の損傷：本市の過失又は本市施設に起因する ESCO 設備の 損傷」の責任分担については、貴市に「○」があります。「ESCO 設備の損傷：事業者の故意・過失に起因する ESCO 設備の損傷」の責任 分担については、事業者に「○」があります。第三者による ESCO 設備の損傷など、貴市と事業者のいずれの責めに帰することができない 事由による ESCO 設備の損傷については、貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。                                                                       | 第三者が設備を損傷等した場合の責任は、当該第三者に生じるものであり、本市より当該第三者に責任追及を実施することになります。                                                                                                                                  |

| No. | 概要         | 質問内容                                                                                                                                                                                                                                                          | 回答                                                                                                                                        |
|-----|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 54  | ㉦リスク分担     | 公共施設損傷：事業者の故意・過失又は ESCO 設備に起因する本市 施設・設備の損傷」の責任分担については、事業者に「○」があります。事業者の責めに帰すべき事由のある場合に限り、事業者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                              | ご認識のとおりです。                                                                                                                                |
| 55  | ㉧ウォークスルー   | 現場ウォークスルー調査に関する質問や、配布資料に関する質問が生じた場合については、現場ウォークスルー調査後の意見交換会にて質問させていただくという認識でよろしかったでしょうか。                                                                                                                                                                      | ウォークスルー調査、配布資料に関する質問については、ウォークスルー意見交換時に受け付けます。簡易な質問についてはウォークスルー時に回答いたします。回答に時間を要するもの、全応募者に共通認識として必要であると判断される質問内容については、後日全応募者にメールにて通知予定です。 |
| 56  | ㉨ウォークスルー   | 2 施設の調査は同日を予定されていますでしょうか。また、調査希望者が複数でた場合、事業者ごとに調査日を設けていただけるのでしょうか。                                                                                                                                                                                            | 同日を予定しています。また、調査希望者ごとに調査日を設けます。                                                                                                           |
| 57  | ㉩ウォークスルー   | 現場ウォークスルー調査時に図面を見ながら現地を確認するため、配布資料は現地調査前までにいただけたとの認識でよろしかったでしょうか。また、データはメールにて送っていただけたとの認識でよろしかったでしょうか。                                                                                                                                                        | 配布資料については、応募者（予定者含む）にメールにて随時配布いたします。                                                                                                      |
| 58  | ㉪プレゼンテーション | プレゼンテーションについて、提案書提出時にはプレゼンテーション資料の提出は不要で、当日提出させていただくという認識でよろしかったでしょうか。また、発表時間・質疑時間等現時点で決定していることがあればご教授お願いいたします。                                                                                                                                               | 提案書提出時にはプレゼンテーション資料の提出は不要です。当日提出してください。<br>具体的なプレゼンテーションにおける発表時間・質疑時間等については、応募者の方に向け別途「プレゼンテーション実施要領」にてお知らせする予定です。                        |
| 59  | ㉫プレゼンテーション | 提案書作成にあたり、提案者の社名を記載することは可能との認識でよろしいでしょうか。また、また、応募者以外の協力市内業者の会社名、機器メーカーの社名等を各提案書類に記載することも可能という認識でよろしかったでしょうか。                                                                                                                                                  | 協力事業者として市内事業者を優先的に活用することについては、評価項目に掲載し評価対象としておりますので、承諾を得た上であれば、提案書に記載していただいてもかまいません。                                                      |
| 60  | ㉬その他       | 完成図書ですが、これは C A D 等の図面作成ソフトを活用して作成し、提出の際はご指定の P D F ファイル形式(電子データ)以外に図面作成ソフトの電子データにて提出が必要であるとの認識でよろしいでしょうか。ご教授お願い致します。                                                                                                                                         | ご認識のとおりです。<br>CAD等を用いて図面を作成し、提出の際はPDFおよびCAD（jww）形式で提出してください。                                                                              |
| 61  | ㉭その他       | 様式第 5 号について、募集要項には、「A 4 判の用紙を使用し、記載された契約を証明できるもの（各契約書における契約年月日と契約書の押印部分のコピー、契約概要書及び主な契約内容（保証の内容等）の説明書）のうち主要なものを 1 部添付すること。」とありますが、実績一覧表の注4)には「上記の各契約を証明できる書類は提出、提示する必要はない」と記載があります。提出となると膨大な枚数となりますので、基本的には提出不要、別途提示のご指示をいただきましたら、対応させていただくという認識でよろしかったでしょうか。 | 募集要項の内容を誤りとし、様式の内容を正しいものとします。本事業においては、契約を証明できる書類等の添付は不要とします。                                                                              |